【別表2の1】

いじめ（暴力を伴う場合を含む）が疑われる場合

本人・保護者の訴え	職員目撃や疑いの報告

担任が対応し、学年主任は速やかにいじめ対策委員会に報告する。

いじめ対策委員（担任・該当学年主任・学年生徒指導部教諭）が対応し、被害生徒から事情を聞く。

・生徒の精神状態に配慮しながら、できるだけ2名で聴く。
・暴力の痕跡（アザ等）や、衣服の汚れ・損傷がないか確認する。
・本人をしっかりと保護し、安心感を持てるようにする。

加害生徒から事実確認。場合によっては第三者からも情報収集する。

・多角的に情報を収集し、内容の整合性を図り事実を正確につかむ。
・2名以上で対応し、対象生徒が複数の場合、できるだけ同時に対応する。

「いじめ対策委員会」を招集し情報共有。
→ → 生徒指導措置会議（担任・各学年主任・生徒指導主事・生活指導係・生徒指導部各係主任）指導方針の決定・役割分担を明確化する。

関係生徒及びその保護者等へ調査結果及び指導・支援に係る方針を説明する。

被害生徒に対して

・本人・保護者に対し、必要に応じて医療機関での受診を勧める。
・報復等、二次的被害の恐れがある場合には、本人・保護者の意向を聞いたうえ、保健室等で保護する。

・学校全体で守っていくことを、本人・保護者に伝える。
・本人の意向を聞きながら、必要に応じて相談支援係・外部カウンセラー・ 医療機関による心のケアを行う。
・一定期間の後、クラス内の様子を、職員や生徒、保護者から情報収集して、いじめの継続を確認する。・いじめを解決（回避）する方法について、共に考える。

いじめた生徒との人間関係の修復には、本人の意向を尊重し、時間をかけて行うようにする。

加害生徒に対して

別室での特別指導が必要な場合（内規に準じて進める）

《指導の内容》
・「いかなる理由があっても、いじめは決して許されない」ことを理解させる。
・いじめた理由や動機から、本人の心の内面を理解する。
・本人の良い面を発見させ、それを生かすような具体的な行動を考えさせる。
・作業や奉仕活動をしながら人の役に立つ体験をさせ、一人で生きているのでなく支え合って生きていることを体験させ、望ましい人間関係づくりを実感する。

被害生徒への謝罪

・被害生徒の意向を尊重して行う。

犯罪行為として扱われるべきものと認められる、もしくは、その可能性が疑われる場合は、警察・児童相談所に通報・相談し、速やかに県教育委員会に報告。

いじめの解消

・いじめ対策組織は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、いじめが解消されたものと判断する。
・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒及びその保護者へ確認した上で判断する。